



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年8月12日火曜日 第1989号

◇ 目 次 ◇

医師の指定.....	890
指定医師の所在地の変更.....	890
指定医師の辞退の届出.....	890
指定自立支援医療機関の辞退.....	891
指定自立支援医療機関の指定.....	891
解除予定保安林にする旨の通知.....	891

港湾施設の概要.....	891
土地改良区役員の就退任の届出(2件).....	891
道路の供用開始(県道宇和島下波津島線).....	892
道路の区域変更(県道大洲野村線).....	892
道路の供用開始(県道蔵川大谷線).....	893

労働委員会告示

労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定の一部改正.....	893
-----------------------------------	-----

告 示

○愛媛県告示第1196号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成20年8月12日

愛媛県知事 加戸守行

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肢体不自由・音声・言語・そしゃく・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	内科・リハビリテーション科	伊予病院	藤田正明	伊予市八倉906-5	平成20年8月1日
肢体不自由・心臓・呼吸器・じん臓機能障害	内科	市立宇和病院	濱上智子	西予市宇和町卯之町1-246	"
肢体不自由	整形外科	白石病院	竹田治彦	今治市松本町1丁目5-9	"
肢体不自由	整形外科	白石病院	鎌田一億	今治市松本町1丁目5-9	"

○愛媛県告示第1197号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成20年8月12日

愛媛県知事 加戸守行

医師氏名	旧所在地		新所在地		変更年月日
	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	
末田章三	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	西条市朔日市榎ヶ坪269-1	愛媛県立新居浜病院	新居浜市本郷3-1-1	平成20年4月1日
山上隆司	大洲中央病院	大洲市東大洲5	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	西条市朔日市榎ヶ坪269-1	平成20年7月1日
岩田猛	市立八幡浜総合病院	八幡浜市大字大平1番耕地638	独立行政法人国立病院機構愛媛病院	東温市横河原366	"
加藤正隆	かとうクリニック	新居浜市船木甲2582-2	かとうクリニック	新居浜市船木甲4322-2	平成20年7月22日

○愛媛県告示第1198号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成20年8月12日

愛媛県知事 加戸守行

診断した身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	辞退年月日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・小腸機能障害	内 科	市立大洲病院	山 中 俊 作	大洲市西大洲ヤ斯巴甲570	平成 20年 6月 1日

○愛媛県告示第1199号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関の辞退の申出があった。

平成20年 8月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	辞退年月日
いちご薬局	平成20年 7月17日

○愛媛県告示第1200号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成20年 8月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
日本調剤川之江薬局	四国中央市川之江町2325番 1	日本調剤株式会社		平成20年 8月 1日
よつば薬局駅前西通店	八幡浜市江戸岡 1丁目 7 - 15	よつばメディカルサービス株式会社		平成20年 8月 1日

○愛媛県告示第1201号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年 8月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所
上浮穴郡久万高原町大味川字面河山（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - (3) 解除の理由
道路用地とするため
 - 2(1) 解除予定保安林の所在場所
上浮穴郡久万高原町大味川字面河山（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - (3) 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1202号

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき、東予港湾湾施設の概要を次のとおり公示する。

平成20年 8月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

種 類	位 置	数 量 及 び 能 力
緑 地	西条市大新田277番	面積 5 541 58平方メートル

○愛媛県告示第1203号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、八幡浜市真穴土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年 8月12日

愛媛県南予地方局長 渡 部 敏 夫

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	門石 長次郎	八幡浜市穴井 3 - 649
"	矢野 直人	八幡浜市真網代丙203
"	柳沢 勝弥	八幡浜市真網代乙350
"	門石 要太郎	八幡浜市穴井 1 - 4
"	田中 清典	八幡浜市真網代丙227
"	宇都宮 輝俊	八幡浜市穴井 3 - 543
"	楠本 金蔵	八幡浜市真網代乙 2 - 1
"	上杉 洋治	八幡浜市真網代丙436
"	井上 光義	八幡浜市穴井 3 - 571
"	山内 宗二	八幡浜市真網代丙639
"	佐々木 茂	八幡浜市穴井 3 - 712
"	柳沢 友幸	八幡浜市真網代丙271
監 事	富永 鶴光	八幡浜市穴井 3 - 705
"	矢野 源一郎	八幡浜市真網代丙587 - 2
"	二宮 直之	八幡浜市真網代乙354

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	門 石 長次郎	八幡浜市穴井 3 - 649
"	宮 本 利 吉	八幡浜市穴井 3 - 521
"	竹 中 貞 和	八幡浜市穴井 3 - 678
"	富 永 鶴 光	八幡浜市穴井 3 - 705
"	山 下 稔	八幡浜市真網代丙588
"	矢 野 直 人	八幡浜市真網代丙203
"	和 家 糸 則	八幡浜市真網代丙257
"	柳 沢 勝 弥	八幡浜市真網代乙350
"	門 石 要太郎	八幡浜市穴井 1 - 4
"	田 中 清 典	八幡浜市真網代丙227
"	上 杉 洋 治	八幡浜市真網代丙436
"	山 内 宗 二	八幡浜市真網代丙639
監 事	橋 本 誠 士	八幡浜市真網代丙208
"	二 宮 直 之	八幡浜市真網代乙354
"	宇都宮 輝 俊	八幡浜市穴井 3 - 543

○愛媛県告示第1204号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西予市三瓶町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年 8月12日

愛媛県南予地方局長 渡 部 敏 夫

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	加賀城 惣 治	西予市三瓶町津布理70番地 5
"	片 山 勇	西予市三瓶町朝立 2 番耕地157番地
"	片 山 昭 典	西予市三瓶町朝立 1 番耕地93番地 1
"	松 本 忠 一 郎	西予市三瓶町津布理112番地 1
"	西 本 定 義	西予市三瓶町安土45番地
"	菊 池 崇 之	西予市三瓶町和泉甲224番地 2
"	西 村 和 明	西予市三瓶町嶋山丙181番地

○愛媛県告示第1205号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 8月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和島下波津島線	宇和島市津島町北灘字安代宅地ノ上第4号368番3から同町北灘字新田甲2147番49まで	平成20年 8月12日

○愛媛県告示第1206号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 8月12日

"	井 上 德 年	西予市三瓶町垣生甲182番地
"	吉 岡 慶 治	西予市三瓶町二及 1 番耕地334番地
"	河 野 親 光	西予市三瓶町長早 3 番耕地101番地
"	川 西 岩 和	西予市三瓶町周木 6 番耕地23番地
"	井 上 富 士 大	西予市三瓶町有太刀141番地
"	濱 田 茂	西予市三瓶町蔵貫浦731番地
"	三 好 恆 敏	西予市三瓶町蔵貫12番地 1
"	柴 田 房 則	西予市三瓶町皆江2519番地
"	田 中 房 秋	西予市三瓶町下泊676番地
監 事	宮 本 光 靖	西予市三瓶町朝立 1 番耕地18番地 1
"	三 好 茂 勝	西予市三瓶町垣生甲1450番地
"	星 野 万 仁	西予市三瓶町皆江1886番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	宇都宮 寛 司	西予市三瓶町朝立 1 番耕地148番地
"	片 山 勇	西予市三瓶町朝立 2 番耕地157番地
"	片 山 昭 典	西予市三瓶町朝立 1 番耕地93番地 1
"	樋 口 隆	西予市三瓶町津布理905番地
"	西 本 定 義	西予市三瓶町安土45番地
"	浅 井 敏 幸	西予市三瓶町和泉甲141番地
"	西 村 和 明	西予市三瓶町嶋山丙181番地
"	稲 葉 誠 治	西予市三瓶町垣生甲378番地10
"	吉 岡 慶 治	西予市三瓶町二及 1 番耕地334番地
"	河 野 親 光	西予市三瓶町長早 3 番耕地101番地
"	淵 川 倍 光	西予市三瓶町周木 6 番耕地101番地
"	高 月 紀 道	西予市三瓶町有太刀700番地 4
"	笹 田 昭 治	西予市三瓶町蔵貫浦647番地 6
"	三 好 恆 敏	西予市三瓶町蔵貫12番地 1
"	柴 田 房 則	西予市三瓶町皆江2519番地
"	別 宮 留 信	西予市三瓶町下泊686番地
監 事	山 本 昭 夫	西予市三瓶町朝立 2 番耕地541番地 2
"	山 本 清 次	西予市三瓶町長早 3 番耕地507番地
"	堀 尾 政 二	西予市三瓶町下泊307番地 1

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大洲野村線	大洲市森山字廣田乙823番15から 同市森山字富谷甲1633番5まで	旧	メートル 4.0 ~ 10.8	キロメートル 0.165	
			新	12.6 ~ 26.3	0.165	
"	"	大洲市森山字富谷甲1633番5から 同市森山字鍋谷乙810番3まで	旧	4.7 ~ 12.0	0.070	
			新	4.7 ~ 12.0 18.2 ~ 21.0	0.070 0.058	
"	"	大洲市森山字鍋谷乙810番3から 同市森山字鍋谷乙809番3まで	旧	4.9 ~ 7.0	0.056	
			新	25.6 ~ 97.0	0.031	
"	"	大洲市森山字鍋谷乙809番3	旧	4.1 ~ 7.3	0.294	
			新	4.1 ~ 7.3 76.7 ~ 96.9	0.294 0.092	
"	"	大洲市森山字鍋谷乙809番3から 同市森山字鍋谷乙801番4まで	旧	5.1 ~ 6.8	0.037	
			新	96.9 ~ 114.4	0.025	
"	"	大洲市森山字鍋谷乙801番2から 同市森山字駕立場乙803番2まで	旧	4.4 ~ 6.7	0.083	
			新	4.4 ~ 6.7 29.6 ~ 34.9	0.083 0.069	
"	"	大洲市森山字駕立場乙803番2から 同市森山字駕立場乙803番5まで	旧	15.5 ~ 27.1	0.035	
			新	21.8 ~ 36.1	0.035	

○愛媛県告示第1207号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 8月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	蔵川大谷線	大洲市肱川町大谷779番5から 同市肱川町大谷279番4まで	平成20年 8月12日

労働委員会告示

○愛媛県労働委員会告示第1号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定に基づき、松山市公営企業局の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を平成20年7月25日認定したので、企業職員に係る労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定（昭和42年8月愛媛県地方労働委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成20年 8月12日

愛媛県労働委員会

会 長 白 石 喜 徳

表北条分室の項を削る。